

公益社団法人新潟市南区農業振興公社 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人新潟市南区農業振興公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、新潟市南区地域農業の経営構造の改善、経営体及び担い手の確保育成、農産物のブランド化、環境保全型農業の実践等を推進し、もって新潟市南区地域の活性化及び地域農業の持続的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農業振興のための調査及び研究に関する事業
- (2) 農業情報受発信に関する事業
- (3) 農地利用集積円滑化事業
- (4) 農作業受委託の推進に関する事業
- (5) 農業経営改善の支援に関する事業
- (6) 農業の担い手対策に関する事業
- (7) 農産物等の生産振興に関する事業
- (8) 農産物等の販売促進に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、新潟県新潟市において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同し、積極的に支援しようとするもの

(入会)

第6条 正会員及び特別会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 新規会員は理事長承認後、速やかに所定の会費を納入しなければならない。正会員及び特別会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 正会員及び特別会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年間以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 正会員全員の同意があったとき。

(退会)

第9条 正会員及び特別会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、その旨を通知し、社員総会において、決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の支給基準の決定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の決算の承認
- (5) 会費の金額
- (6) 社員の除名
- (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併の承認
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 社員総会に出席しない社員は、理事会で定めたときは、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は他の代理人に議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第18条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した社員のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上17名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長をもつて同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第21条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等及び費用)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する経費を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたも

のとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、次期の定時社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事

務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 雜則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は高橋豊とし、最初の副理事長は三保恵美子とする。

附則（平成23年11月29日議決分）

この定款は、平成24年4月1日から施行する。（平成24年3月22日認可）

附則（平成28年5月23日決議分）

この定款は、平成28年4月1日から施行する。

附則（令和7年6月13日決議分）

この定款は、令和7年4月1日から施行する。